

長久手市監査告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年11月8日

長久手市監査委員 原田 泰

長久手市監査委員 川合保生

別紙

令和3年度定期監査及び行政監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

2 監査の対象課

情報課、人事課、子ども未来課及び議事課

3 監査の実施日

令和3年10月12日（火）

4 監査の方法

令和3年度の市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理、その他の事務管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼として監査した。

また、財産管理その他の事務管理については、次の項目が適切に行われているかを主眼として監査した。

- (1) 現金取扱事務（人事課、子ども未来課及び議事課）
- (2) 備品の管理状況（情報課）

5 監査結果

予算の執行状況、財産管理その他の事務管理については、法令等に準拠しており適正に処理されていると認められた。実査の結果については、別添のとおりである。

なお、その他軽易な事項については、その都度検討するよう求めた。

定期監査及び行政監査実施結果

令和3年度

| 情報課 | | |
|---------|---------------------------------------|----|
| 備品の管理状況 | | 判定 |
| 1 | 抽出した備品の存在確認 | ○ |
| 2 | 備品台帳の更新は、適正に行われているか。 (備品番号、品名等の記載) | ○ |
| 3 | 保管の方法及び場所は適切か。 | ○ |

| 人事課 | | |
|-------------|-----------------------------------|----|
| 現金取扱事務（補助金） | | 判定 |
| 1 | 出納簿があり、適切に記載しているか。 | ○ |
| 2 | 通帳残高、現金、出納簿との突合はできるか。 | ○ |
| 3 | 現金、通帳、印鑑、キャッシュカードの保管は、適切に行われているか。 | ○ |

| 子ども未来課 | | |
|------------|------------------------------|----|
| 現金取扱事務（収入） | | 判定 |
| 1 | 納付書担当課控と収納金通知書の金額は一致しているか。 | ○ |
| 2 | 毎月末、釣銭在り高と釣銭用資金保管簿の照合をしているか。 | |
| 3 | 現金の保管は、適切に行われているか。 | ○ |

| 議事課 | | |
|---------------|--------------------------|----|
| 現金取扱事務（資金前渡金） | | 判定 |
| 1 | 資金前渡金精算書があり、適切に記載されているか。 | ○ |
| 2 | 領収書の取扱いは、適切に行われているか。 | |
| 3 | 現金の保管は、適切に行われているか。 | ○ |

※該当のない項目には、斜線を引いています。

判定基準

○:指摘事項なし

△:おおむね良好

×:改善すべき事項あり